

総 税 企 第 1 3 4 号  
平成30年12月12日

各 道 府 県 総 務 部 長 }  
東京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 } 殿

総務省自治税務局企画課長

北海道胆振東部地震による被災者に対する申告等の期限の延長について

北海道胆振東部地震による被災者に対しては、「北海道胆振東部地震等による被災者に対する減免措置等について」（平成30年10月17日総税企第123号）において、地方税に係る申告等の期限の延長等について適切に運営されるようご配慮をお願いしているところですが、国税に関する申告期限等の延長（平成30年10月17日国税庁告示第21号）について、本日付けで国税庁長官により、別紙のとおり、国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項の規定に基づき期日が指定されたことを踏まえ、引き続き適切に運営されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

北海道の一部の地域における国税に関する申告  
期限等を指定する件  
国税庁告示第二十六号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、北海道の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件（平成三十年国税庁告示第二十一号）において別途国税庁告示で定めることとされている期間は、その期限が平成三十年九月六日から平成三十一年一月三十日までのものである。平成三十一年一月三十一日とす。

平成三十年十二月十二日

国税庁長官 藤井健志